

上野防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイド

(地区防災計画)

地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。

この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。地域に適したガイドにするために、防コミで訓練を通して繰り返し検証して、どんどん見直していきましょう。

令和2年3月作成

上野防災福祉コミュニティ

1 運営本部の設置基準

- 1 震度 5 強以上の地震が発生した場合、又は地震による被害が拡大する恐れがある場合は、一旦資機材庫に集合し、速やかに防コミ運営本部を選定・設置する。
- 2 特別警報が出された場合や地域内に土砂災害警戒情報若しくは避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合は、設置場所の選定が困難な場合が予想されるため、避難の呼びかけを優先する。運営本部が設置可能となった時点でおたすけガイドに基づき行動する。

2 活動方針

阪神・淡路大震災の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

3 役員参集場所等一覧

防コミ運営本部	地震等運営本部が設置される災害が発生した場合は、一旦資機材庫に集合し、情報収集ののち運営本部の場所を決定する。 (上野会館、王子地域福祉センター、自治会館など)					
防災資機材庫	青谷川公園(土砂災害警戒区域内)					
	北側	中央			南側	
緊急避難場所 (屋内)	名称	※災害ごとの注意事項			備考	避難所
		土砂	洪水	津波		
	福住小学校 (1階体育館)	△	○	○	土砂災害警戒区域外への避難が困難な方や余裕のない場合は利用可	○
	摩耶小学校 (1階体育館)	△	○	○		○
	神戸高校 (1階体育館)	○	○	○		○
王子スポーツセンター(1階身障者用体育館)	○	○	○		○	
緊急避難場所 (屋外)	名称	※災害ごとの注意事項			備考	
		地震	津波	大火		
	王子公園	○	○	○		
災害時要援護者 台帳保管場所	民生委員					
防災行政無線 保有者	前会長宅	王子地域福祉センター				
	神戸市災害ナビダイヤル 0570-078500 (防災行政無線の放送内容などを聞くことができます。)					
その他必要な事項						

※「災害ごとの注意事項の見方」

- ・避難所の欄に○のある施設は避難所として利用が可能です。
- ・△：敷地の一部などが、警戒区域などの中に入るため、「備考」欄の注意事項を確認の上、緊急時のみ利用できる施設。
- ・×：警戒区域などの中に入るため、原則、利用できない施設。

青谷川公園 防災資機材庫
(北側、中央、南側倉庫)

鍵保管者：〇〇氏

用途	品名	北	中	南	用途	品名	北	中	南
救助用	動力消防ポンプ				その他	ヘルメット	39	39	
	消防用ホース					軍手	13		
	消火器					腕章	57	57	
	布バケツ		50	50		証明器具	1		
	消火用ボックス					懐中電灯	2		
	自立式簡易水槽					トランジスタメガホン	3	2	
						シート	3	5	3
	スコップ	9	9			グランドシート	1	4	
	バール	9	12			発電機		1	
	折りたたみのこぎり	16	16			トランシーバー	2		
	のこぎり	8	12			台車	1	1	1
	オノ	2				リヤカー		2	1
	ハンマー	3	3			ワイヤレスマイク	1	1	
	油圧ジャッキ	7	8			エンジン	1		
	ツルハシ	4	4			延長コード	1		
	担架		2	5		長靴	4		
	とび口		2			車いす		2	
						簡易プール		2	2
						テント		2	1
Memo									

① 地震

【災害発生直後】

個人の行動

1 地震発生直後の安全の確保

- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を選定し立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報班、活動班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者台帳などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

- 情報班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロック（自治会）に活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 各ブロック（自治会）の活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2 ブロック（自治会）毎の災害対応

- 防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- ブロック長（自治会長等）は資機材庫で、消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を編成する。

3 情報収集・伝達

活動指示書①

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、ブロック長（自治会長）に伝達する。
- 伝令等により、ブロック長（自治会長）から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

* 地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。



4 安否確認

活動指示書②

- 事前に用意している災害時要援護者台帳に基づき安否確認を行う。
- (災害時要援護者台帳を事前に用意していない場合は、) 民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。
* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5 消火活動

活動指示書③

- ブロック（自治会）単位で耐震性貯水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。
- 出火場所を確認する。
- 消火活動人員の割り振りをする。
* 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

6 救出・救護活動

活動指示書④

- 二次災害に注意しながら、ブロック（自治会）単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
* 救出にはジャッキやパール、のこぎりなどが有効です。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

7 災害時要援護者の避難支援

活動指示書⑤

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。

8 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。

9 緊急連絡先

名称	電話	名称	電話
灘区役所	871-5101	王子地域福祉センター	881-9587
灘消防署	882-0119	福住小学校	861-2424
灘消防署青谷橋出張所	802-0119	摩耶小学校	861-3172
灘警察署	802-0110	王子スポーツセンター	802-0223
建設局東部建設事務所	854-2191	神戸高校	861-0434
水道局東部センター	451-2020		
		救急安心センター (つながらないときは)	#7119 (331-7119)

【重要】

- 上野防災福祉コミュニティには土砂災害警戒区域に指定されているエリアが広く、風水害時には地域拠点となる場所が限定されるため、運営本部の設置が困難な場合が予想されます。
- このため、風水害時には、災害発生前の行動（情報収集や早めに避難を呼びかけるなどの活動）を中心に実施しましょう。
- 運営本部を設置できる状況になれば、地域おたすけガイド（災害発生直後）に基づき、できる範囲で活動しましょう。

□は、その行動が完了したら✓をつける。

② 風水害

【災害発生前】

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報班、活動班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者台帳などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、ブロック（自治会）長に伝達する。
- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合は、早期の自主避難を呼びかける。

3 組織内の連絡体制の確保

- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。

4 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合、災害時要援護者に対して、各ブロックの活動班により避難誘導を実施する。

5 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、非常食等の確保をする。
- 防災資機材庫は土砂災害警戒区域内にあるため、あらかじめ防災資機材を確保しておく。

1 防コミ運営本部による指揮

- (【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げる。)
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示(情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等)を出す。
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2 ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- ブロック長(単位自治会長等)は「救出・救護」など、対応すべき災害に応じた班を編成する。

3 情報収集・伝達

活動指示書①

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 防災行政無線等により収集した気象情報等は、有線電話、携帯電話等により、ブロック長に伝達する。
- 有線電話、携帯電話等により、ブロック長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

4 安否確認

活動指示書②

- 事前に用意している災害時要援護者台帳に基づき安否確認を行う。
- （災害時要援護者台帳を事前に用意していない場合は、）民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。

* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5 救出・救護

活動指示書③

- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材等を使用し、被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

6 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。

③ 共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

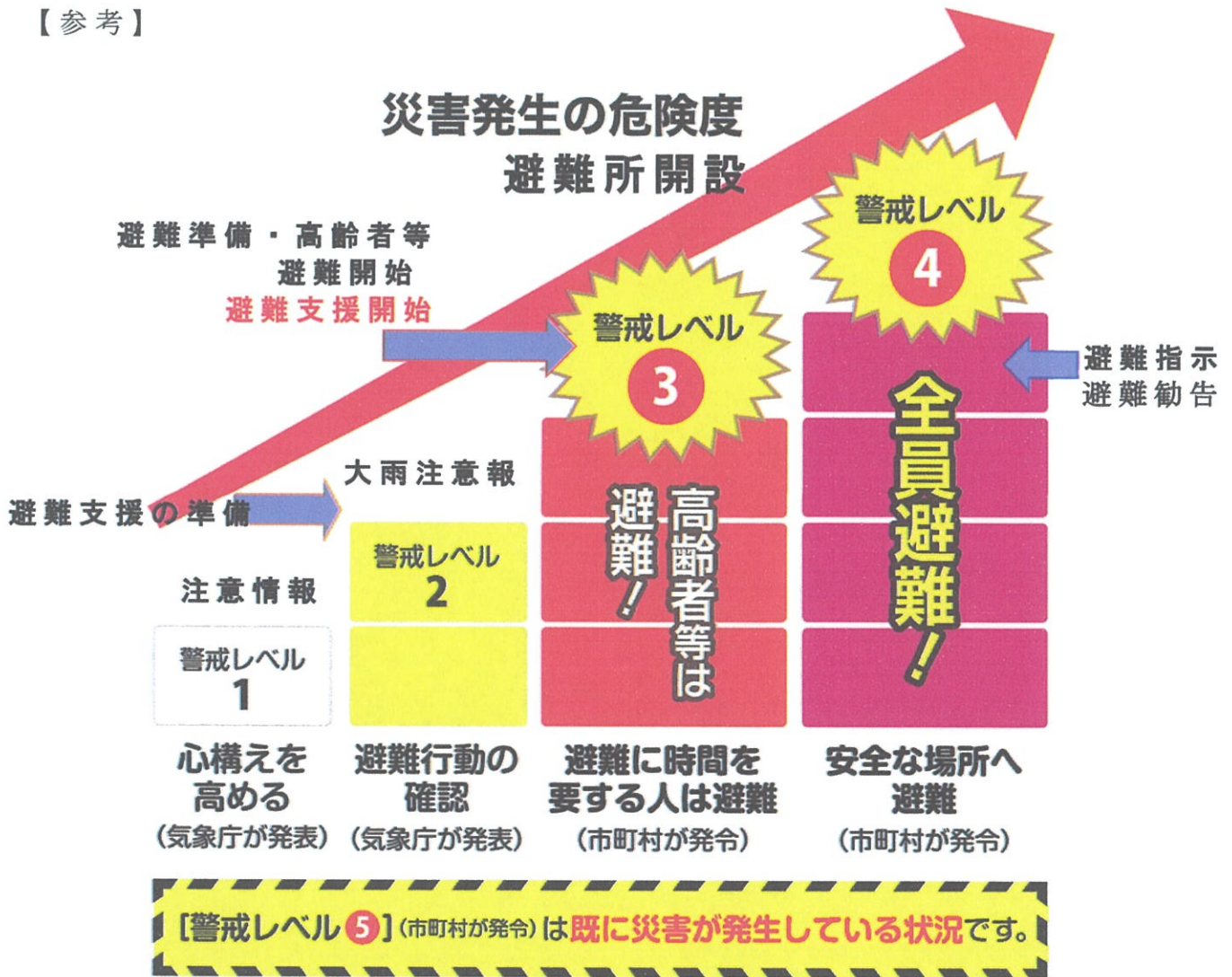
1 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

2 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

【参考】



災害時要援護者とは

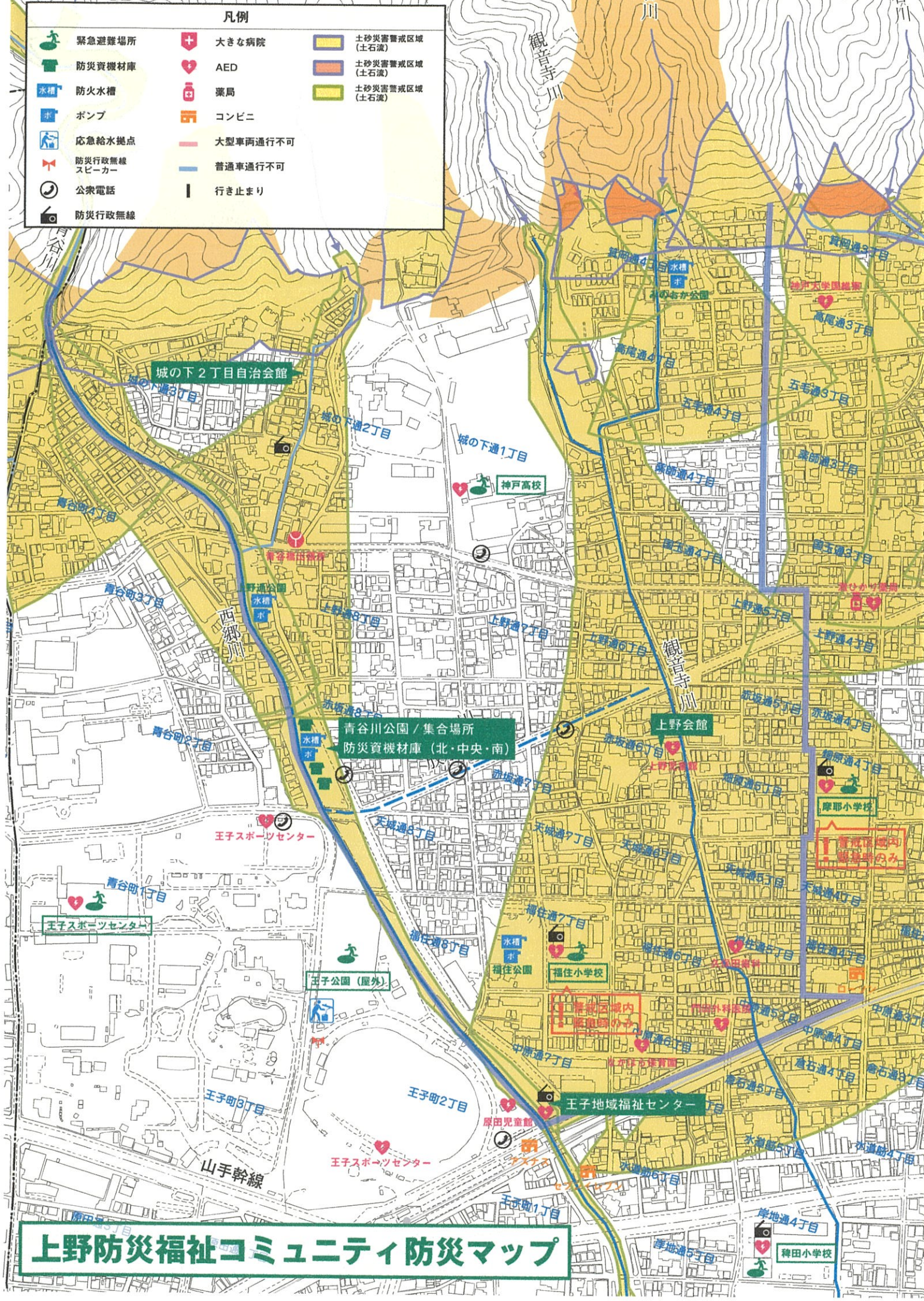
災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・障がいのある方
- ・介護が必要な方
- ・高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方



この事業は、「公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構」と「ひょうご安全の日推進県民会議」の助成を受けて実施しています。

凡例					
	緊急避難場所		大きな病院		土砂災害警戒区域 (土石流)
	防災資機材庫		AED		土砂災害警戒区域 (土石流)
	防火水槽		薬局		土砂災害警戒区域 (土石流)
	ポンプ		コンビニ		
	応急給水拠点		大型車両通行不可		
	防災行政無線スピーカー		普通車通行不可		
	公衆電話		行き止まり		
	防災行政無線				



上野防災福祉コミュニティ防災マップ

情報収集・伝達 ①

- 1 ラジオ、テレビ、防災行政無線等で災害情報等の収集を行う。
- 2 地域内の災害情報を把握する。

情報収集・伝達手順

1 情報収集

収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。

(1) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。

(2) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。

(3) 各ブロックからの情報収集

2 情報伝達

情報を伝える手段として、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

安否確認 ②

1 安否確認情報の収集

2 安否不明者の確認

(1) 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う

(2) 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う

訪問先での確認手順

1 外観の確認

建物に甚大な被害がないかを確認してください。

2 声かけ・呼びかけ確認

門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。

3 ドアをノックする

応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。

4 庭、勝手口等の確認

状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。

消火活動 ③

- 1 ブロック、自治会単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う。
- 2 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

消火活動手順

1 消火用水の選定

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (3) ポンプから水面までの高低差はC級で7m以内、D級で4m以内を目安とする。

2 ホースの延長要領

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

3 送水の時期

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があつてから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

救出・救護活動 ④

- 1 ブロック、自治会単位で防災資機材（ジャッキ、のこぎり、バール等）を活用し、協力して救出活動を行う。
- 2 救護（応急手当）を実施する。

救出・救護手順

1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。

4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

災害時要援護者の避難支援⑤

自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時の要援護者の避難支援を行う。

避難支援のポイント

- 1 一人暮らし高齢者**
迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。
- 2 寝たきりの要介護高齢者**
避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
- 3 認知症の人**
安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。
- 4 視覚障がい者**
音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。
- 5 聴覚障がい者**
補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。
- 6 言語障がい者**
手話、筆談等によって状況を把握することが必要。
- 7 在宅人工呼吸器使用者**
避難所での電源確保が必要。